

在宅介護支援センター・にしかた
居宅介護支援事業のご案内
(重要事項説明書)

在宅介護支援センター・にしかた
居宅介護支援事業及び介護予防支援事業のご案内
(重要事項説明書)
(令和08年06月01日現在)

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0282-92-0966 (午前8:30から午後5:30まで)

*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 事業者

- ・法人名 医療法人社団厚生会
- ・法人所在地 栃木県栃木市西方町金崎273番地3号
- ・電話番号 0282-92-2323
- ・代表者氏名 理事長 菅野 訓子
- ・設立年月日 昭和34年6月

3. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所 在宅介護支援センター・にしかた
- ・開設年月日 平成10年10月28日
- ・所在地 栃木県栃木市西方町金崎273番地
- ・電話番号 0282-92-0966
- ・FAX番号 0282-92-0978
- ・管理者名 熊倉 和枝

介護保険指定番号 居宅介護支援事業 (栃木市0972200042号 令和2年4月1日指定)

(2) 指定居宅介護支援事業の目的と運営方針

在宅介護支援センター・にしかた は、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、居宅介護支援事業(介護予防支援事業)を通じて、在宅ケアを支援することを目的とした事業です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[在宅介護支援センター・にしかた 指定居宅介護支援事業の運営方針]

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

- 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努め居宅支援を提供します。
- 職員教育を重視し、計画に基づき県及び市、その他団体、法人内研修に参加する。利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回開催します。

- 事業所は、居宅介護支援・介護予防支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止の対策を行います。
- 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する居宅介護支援・介護予防支援が継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。
- 事業所は、感染症の発生及びまん延等を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等を実施するよう努めます。
- 事業所は、運営規程等の重要事項について、閲覧可能な形で備え置くことで、掲示に代えることができます。
- 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を行います。
- 介護保険等関連情報に関するデータベース等を活用し、介護サービスの質の向上を図る取り組みを推進します。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、施設から半径8 kmの別紙指定地域とします。(栃木市の旧西方町地域は全域。旧西方町地域以外の栃木市、鹿沼市及び壬生町については一部指定地域のみとする)

(4) 事業者がおこなっている他の事業

- ・病院（西方病院）
- ・介護老人保健施設 平成 12 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・短期入所療養介護 平成 12 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・介護予防短期入所療養介護 平成 18 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・通所リハビリ（定員30名） 平成 12 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・訪問リハビリテーション 令和 03 年 08 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・介護予防訪問リハビリテーション 令和 03 年 08 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・介護予防通所リハビリ 平成 18 年 04 月 01 日指定(栃木県 0952280014 号)
- ・居宅療養管理指導（西方病院） 平成 12 年 04 月 01 日指定(栃木県 0912210077 号)
- ・老人介護支援センター事業

(5) 施設の勤務体制

当事業所では、居宅介護支援事業サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。配置につきましては、介護保険法の指定規準を遵守しています。

	常勤換算
居宅介護支援専門員 (主任介護支援専門員人数)	3.0名 (1.0名以上)

(6) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30
第1、第3土曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30

(7) 緊急時の連絡先・対応

連絡先	在宅介護支援センターにしかた 0282-92-0966 (介護老人保健施設にしかた 0282-92-2324)
対応	当施設は、営業時間外におきましても担当の介護支援専門員に24時間常時連絡が取れる体制を整えております。緊急時連絡をとる必要がある場合は上記「在宅介護支援センターにしかた 0282-92-0966」にご連絡ください。当事業所は「介護老人保健施設にしかた」内にあり、職員不在時には介護老人保健施設職員が担当の介護支援専門員へおつなぎします。

(8) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

※別紙参照

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられたかたは、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(2) 通常の実施地域以外への訪問 通常の実施地域以外にお住まいの方で、訪問にかかわる費用として、下記の料金を頂きます。

事業所から概ね 10 キロメートル未満 253 円 (片道) 消費税込み

事業所から概ね 10 キロメートル以上 363 円 (片道) 消費税込み

(3) キャンセル料 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料は利用料金の 10%をいただきます。

(4) 複写物の交付 書類等の複写の依頼を受けた場合、1 枚につき 11 円 (消費税込み) 徴収させていただきます。

5. 要望及び苦情等の相談

居宅介護支援に関する相談、要望・苦情等は下記窓口までお申し出ください。

◇サービス相談窓口

当事業所には支援相談の専門家として居宅介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

在宅介護支援センター・にしかた

電話番号 0282-92-0966

◇介護保険サービス苦情相談窓口

栃木市役所 高齢介護課 0282- 21-2251

鹿沼市役所 介護保険課 0289-63-2283

壬生町役場 健康福祉課 介護保険係 0282-81-1876・0282-81-1877

栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情相談窓口 028-643-2220

栃木県運営適正化委員会 028 - 622-2941

以上

当事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対してサービスの内容説明及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました

尚、提供されます居宅介護支援サービスをご利用いただくにあたっては、重要事項説明書の内容に承諾し同意していただく必要があります。重要事項説明書の内容にご同意いただけない場合には、当事業所が提供します居宅介護支援サービスの利用サービスはご利用いただけないことをご了承ください。

説明日 令和 年 月 日

事業者 住所 栃木県栃木市西方町金崎 273 番地3
名称 医療法人社団厚生会
在宅介護支援センター・にしかた
理事長 菅野 訓子

説明者 栃木県栃木市西方町金崎 273 番地
医療法人社団厚生会
在宅介護支援センター・にしかた

印

居宅介護支援重要事項説明書 同意書兼受領書

在宅介護支援センター・にしかた を利用するにあたり、居宅介護支援重要事項説明書にそってサービス内容及び重要事項について担当者による説明を受け、居宅介護支援重要事項説明書を十分理解し内容を同意した上で受領しました。

令和 年 月 日

<利用希望者>

住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

電話番号 () _____

<身元引受人>

住 所 _____

氏 名 _____

印 (続柄) _____

電話番号 () _____

医療法人社団厚生会
在宅介護支援センター・にしかた
理事長 菅野 訓子 殿